

雁の会助成金規程

(目的)

第1条 この規程は、雁の会会則第15条の規定により、雁の会会員の従業員について、資格取得のための助成金の支給の基準及び手続きなどを定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、雁の会会員企業の従業員の資格取得について適用するものとする。

(助成金の対象)

第3条 助成金の対象は、つぎのとおりとする。

- ① 雁の会主催の資格取得
- ② 雁の会会長の承認を事前に受けた資格取得

(手続き)

第4条 助成金の支給の手順は、つぎのとおりとする。

- ① 助成金申請書にて申請する
- ② 資格取得費用の半額を助成する（上限金額は、1万円とする）
- ③ 資格取得から2ヶ月以内に申請する
- ④ 申請内容を確認し、会長の承認を得て、現金を支給する

「付則」

この規程は、平成25年4月1日から実施する。